

第二回コンサルテーション会合発表資料:

## 実施状況確認調査の課題と 追加調査実施の要請

2008年2月7日

「環境・持続社会」研究センター (JACSES)

田辺 有輝

1

資料1

## 実施状況確認調査の課題

- 課題1: 調査手法が不十分
- 課題2: 調査項目が限定的
- 課題3: 判断の妥当性・内容面に関する評価が不十分
- 課題4: ガイドラインの課題が不明確
- 課題5: 不遵守への対応が不明確

2

## 課題1: 調査手法が不十分

- 国際金融公社(IFC)やアジア開発銀行(ADB)では、実施主体や外部専門家、被影響住民、NGOへのヒアリングやアンケート、事例調査等が実施されているが、JBIC調査では、行われていない(資料3参照)。
  - IFC調査では25件を事例調査
  - ADB調査では延べ43件を事例調査

3

## 課題2: 調査範囲が限定的(1)

- 報告書で実施状況が不明確だった箇所の例(詳細は資料2・パラ8参照):
  - 第三者から指摘があった場合のJBICの対応
  - カテゴリFIにおけるJBIC環境レビューの実施状況
  - 代替案・緩和策の検討
  - 影響のスコープ
  - 社会的合意のための十分な調整、社会的弱者への配慮
  - 移転・生計手段喪失を回避・最小化するための対策の検討
  - 住民移転対策の立案、実施、モニタリングへの住民参加
  - 地域住民が理解できる言語と様式による書面の作成

4

## 課題2：調査範囲が限定的(2)

- 実施状況が不明確だった箇所に関するNGO質問へのJBIC回答では、「適切な対応をとっていることを確認していた」等のみ。
  - 例：ステークホルダーからの情報提供への対応について、「環境社会配慮の再確認等適切な対応を取っていると認識している」と回答
- 各案件でどのような対応を取っていたかの説明がなく、その根拠が不明確。

5

## 課題2：調査範囲が限定的(3)

- NGO質問へのJBIC回答でも明らかにならなかった箇所の例：
  - モニタリング結果のステークホルダーへの公開の状況及び住民のモニタリング参加状況 確認できていない(JBIC回答p.6)
  - 第三者から指摘があった場合の実施機関の対応 指摘を受けていたケースは確認できない(JBIC回答p.6)
  - 環境アセスメント報告書に関する協議の実施(EIA項目選定時とドラフト作成時に開催) 現地国のEIA制度に基づき然るべきタイミングで実施(JBIC回答p.11)

6

## 課題3：判断の妥当性・内容面に関する評価が不十分(1)

- スクリーニング・カテゴリ分類の妥当性が不明確、以下その例(詳細は資料2・パラ12参照)：
  - カザフスタン・ウラン鉱床開発プロジェクト：放射性物質を含む可能性のある掘削土砂の廃棄等があるにもかかわらずカテゴリB。
  - チリ・銅山拡張事業：追加的な開発及び新規施設の建設を伴うにもかかわらずカテゴリB。

7

## 課題3：判断の妥当性・内容面に関する評価が不十分(2)

- 環境レビューの内容に関する評価が行われていない。以下、疑問のある案件の例(詳細は資料2・パラ13参照)：
  - アラスカ金鉱山開発：大量の地下水くみ上げやテーリングの廃棄等の影響が予測されるが環境チェックレポートでは影響、対応について十分な記述がない。
  - ペルー・アレキバ州銅山開発：スクリーニングフォームでは、尾鉱ダムや地下水くみ上げが必要であることが記載されているが、環境チェックレポートでは影響、対応について十分な記載がない。
  - ベトナム・ハイフォン市・火力発電事業：179世帯の移転が生じることがスクリーニングフォームに記載されているが、環境チェックレポート(18年2月2日)では、「適切な配慮」を確認したとの記載のみ(なお19年には262世帯に)。

8

## 課題4：ガイドラインの課題が不明確

- 現行ガイドラインが適切に実施されていたかを調査したのみ。
- 現行ガイドラインの規定で、環境社会影響が回避・最小化できたかが不明確(住民等のヒアリングが不可欠)。
- JBIC資料「論点整理」でも、実施状況確認調査からの教訓が不明確。

## 課題5：不遵守への対応が不明確

- 1件で住民協議を行っておらず、3件でEIAが公開されていないことが明確化。
- 海上・非漁業区だからステークホルダーが不在という返答は不十分、仮にステークホルダー不在だとしても不遵守。
- EIAは要求に応じて開示する対応がなされていたとの返答だが、「いつでも閲覧可能」だったかどうか不明確。

## 結論(資料4参照)

- 追加調査に含めるべき内容：
  - ガイドラインの要件の達成状況に関する評価を詳細に行うこと
  - ガイドラインの実施上の課題と、ガイドライン自体の課題を明らかにすること
  - 現在の環境審査の有効性に関する評価を行うこと
  - 不遵守の案件については、その詳細を確認すること
- 調査実施方法に関する方針：
  - 事業実施主体、外部専門家、影響住民、関連NGOなどへのアンケート・ヒアリング、事例調査を通じて、調査を実施すること
  - 調査機関の選定方法、調査機関、調査TOR(案および最終版)、調査実施手法、調査結果は公開すること
  - 調査ドラフトは公開し、コメントを求めること。